

○農林水産省
経済産業省 告示第二号

商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省
経済産業省 令第三号）第六十八条第二項及び第四項第四号ロの規

定に基づき、同条第二項の主務大臣が定める書類並びに同条第四項第四号ロの主務大臣が定める方法及び主務大臣が定める事項を次のように定め、平成二十八年九月一日から施行する。

平成二十八年八月一日

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

（添付書類）

第一条 商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第六十八条第二項の主務大臣が定める書類は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第十五号。以下「金融庁告示」という。）第七条第二項各号に掲げる書類とする。

（潜在的損失等見積額の算出方法及び届出事項）

第二条 規則第百六十八条第四項第四号ロの主務大臣が定める方法は、金融庁告示第一条第一項の定量的計算モデルを用いる方法とする。

2 規則第百六十八条第四項第四号ロの主務大臣が定める事項は、前項の定量的計算モデルの管理に関する体制の設計及び運営に責任を負う部署の責任者の氏名、役職名及び履歴とする。